

住宅の耐震改修促進税制（優遇措置の内容）

区分	所得税	固定資産税
根拠法令	租税特別措置法第 41 条の 19 の 2	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法附則第 15 条の 9 第 1 項から第 3 項まで ・地方税法施行令附則第 12 条第 18 項から第 21 項まで ・地方税法施行規則附則第 7 条第 6 項
対象者（物）	自らが居住している住宅	耐震基準適合住宅に係る固定資産税の納税義務者
期間	適用期間 平成 26 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日	平成 25 年 1 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
対象区域	全国	
対象住宅	自らの居住の用に供し、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した、現行の耐震基準に適合しない住宅	昭和 57 年 1 月 1 日以前に所在する住宅
対象工事	現行の耐震基準（木造住宅：耐震診断の総合評点 1.0 以上かつ地盤及び基礎が安全）に適合させる改修	耐震改修費用が 50 万円超で、現行の耐震基準に適合する改修
控除額	当該耐震改修に係る標準的な工事費用相当額の 10%を所得税額から控除 (25 万円を上限)	当該家屋に係る翌年度分の固定資産税を 2 分の 1 減額する ※120 m ² 相当分までに限る
証明書発行	地方公共団体、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 明細書 ② 登記事項証明書 ③ 住宅耐震改修証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額申告書 ② 工事費用を支払ったことを確認できる領収書 ③ 住宅耐震改修証明書または増改築等工事証明書 ④ 長期優良住宅の認定通知書(長期優良住宅の認定を受けた場合のみ)
問合せ先	磐田税務署 (代)32-6111	磐田市役所資産税課 37-4809
備考	確定申告による	耐震改修工事完了後 3 ヶ月以内に手続きが必要

※詳しい内容は問合せ先で確認してください。